市議会令和８年第２回定例会

議 案 及 び 議 案 資 料

議案第３号～議案第９号

（第２集）

柏　　市

目　　次

議案第　３号　柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について　……　１

議案第　３号資料　柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について　……　５

議案第　４号　柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について　……　７

議案第　４号資料　柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例について　……１５

議案第　５号　柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について　……２３

議案第　５号資料　柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について　……２７

議案第　６号　柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について　……３１

議案第　６号資料　柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例について　……３５

議案第　７号　柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例及び柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について　……３７

議案第　７号資料　柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例及び柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について　……４１

議案第　８号　柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例の制定について　……４３

議案第　８号資料　柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例について　……５３

議案第　９号　柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定について　……６９

議案第　９号資料　柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を
改正する条例について　……８１

議案第　３号

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　８年　６月　３日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

障害者医療費の支給対象となる保険医療を受ける場合の受給資格の確認の方法に個人番号カードの提示を追加すること等を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和４８年柏市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第３条に次のただし書を加える。

ただし，生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による医療扶助を受けている者は，対象者としない。

第５条の４第３項中「に受給券」の次に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）（当該保険医療機関等が受給券と同一の内容を含む情報の提供を受けられる場合に限る。）」を加える。

第６条第１項中「保険医療を受けたとき（受給券を提示して保険医療を受けたときに限る。）」を「前条第３項の規定により保険医療を受けたとき」に改める。

第６条の２中「（第６条の４第１項第１号又は第２号に該当するときを除く。）」を削る。

第６条の４第１項各号列記以外の部分中「第３号」を「第２号」に改め，同項第２号を削り，同項第３号を同項第２号とする。

附則に次の１項を加える。

（障害者医療費の支給の制限に関する経過措置）

３　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第３５条第１号に規定する高額治療継続者又はこれに準じる者として市長が別に定める者に該当する対象者に係る障害者医療費の支給の制限については，第５条の２の規定は，同令附則第１２条に規定する日までの間は，適用しない。

附　則

（施行期日）

1　この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2　令和８年４月１日からこの条例の施行の日の前日までの間に受給券交付者（改正後の第６条第１項に規定する受給券交付者をいう。）が保険医療機関等（改正後の第５条第３項に規定する保険医療機関等をいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）（当該保険医療機関等が受給券（改正後の第５条第１項に規定する受給券をいう。）と同一の内容を含む情報の提供を受けられる場合に限る。）を提示して保険医療を受けた場合において，市長が，当該受給券交付者が当該保険医療機関等に支払うべき当該保険医療に要した費用の支払を当該受給券交付者に代わり当該保険医療機関等に対して行ったときは，当該支払を改正後の第６条第１項の規定による支払とみなす。

（柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3　柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成１９年柏市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項の前の見出しを削り，同項に見出しとして「（経過措置）」を付し，附則第３項を削る。

議案第３号資料

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和４８年柏市条例第３８号）新旧対照表

改正前	改正後
(対象者)	(対象者)
第3条　障害者医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は，重度心身障害者(重度心身障害者となった日における年齢が65歳以上である者を除く。)であって，次の各号のいずれかに該当するものとする。	第3条　障害者医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は，重度心身障害者(重度心身障害者となった日における年齢が65歳以上である者を除く。)であって，次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし，生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助を受けている者は，対象者としない。
(1)から(7)まで　略	(1)から(7)まで　略
(受給券の交付等)	(受給券の交付等)
第5条の4　略	第5条の4　略
2　略	2　略
3　第1項の規定による受給券の交付を受けた者(以下「受給券交付者」という。)は，保険医療を受けようとするときは，健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局(これらに準じるものとして規則で定めるものを含む。)であって，規則で定めるもの(以下「保険医療機関等」という。)に受給券を提示して当該保険医療を受けるものとする。	3　第1項の規定による受給券の交付を受けた者(以下「受給券交付者」という。)は，保険医療を受けようとするときは，健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局(これらに準じるものとして規則で定めるものを含む。)であって，規則で定めるもの(以下「保険医療機関等」という。)に受給券又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)(当該保険医療機関等が受給券と同一の内容を含む情報の提供を受けられる場合に限る。)を提示して当該保険医療を受けるものとする。
4　略	4　略
(支給の方法)	(支給の方法)
第6条　受給券交付者が保険医療を受けたとき(受給券を提示して保険医療を受けたときに限る。)は，市長は，当該受給券交付者が保険医療機関等に支払うべき当該保険医療に要した費用について，障害者医療費として，当該受給券交付者に支給すべき額の限度において，当該受給券交付者に代わり当該保険医療機関等に支払うものとする。	第6条　受給券交付者が前条第3項の規定により保険医療を受けたときは，市長は，当該受給券交付者が保険医療機関等に支払うべき当該保険医療に要した費用について，障害者医療費として，当該受給券交付者に支給すべき額の限度において，当該受給券交付者に代わり当該保険医療機関等に支払うものとする。
2及び3　略	2及び3　略
(変更の届出)	(変更の届出)
第6条の2　認定を受けた者は，第5条の3第2項の規定により申請した事項に変更があったとき(第6条の4第1項第1号又は第2号に該当するときを除く。)又は合算税額に変更があったときは，規則で定めるところにより，速やかに市長	第6条の2　認定を受けた者は，第5条の3第2項の規定により申請した事項に変更があったとき又は合算税額に変更があったときは，規則で定めるところにより，速やかに市長に届け出なければならない。

に届け出なければならない。 (認定の取消し等) 第6条の4　認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは，当該認定を受けた者(第3号にあっては，戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者)は，規則で定めるところにより，速やかに市長に届け出なければならない。 (1)　略 (2)　生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助を受けることとなったとき。 (3)　略 2及び3　略 附　則	(認定の取消し等) 第6条の4　認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは，当該認定を受けた者(第2号にあっては，戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者)は，規則で定めるところにより，速やかに市長に届け出なければならない。 (1)　略 (2)　略 2及び3　略 附　則 (障害者医療費の支給の制限に関する経過措置) 3　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第35条第1号に規定する高額治療継続者又はこれに準じる者として市長が別に定める者に該当する対象者に係る障害者医療費の支給の制限については，第5条の2の規定は，同令附則第12条に規定する日までの間は，適用しない。

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成１９年柏市条例第１５号）新旧対照表（附則第３項関係）

改正前	改正後
附　則 (経過措置) 2　略 3　改正後の第5条の2の規定は，対象者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第35条第1号に規定する高額治療継続者又はこれに準じる者として市長が別に定める者である場合については，柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年柏市条例第14号)第2条の規定の施行の日から令和9年3月31日までの間は，適用しない。	附　則 (経過措置) 2　略

議案第　４号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　８年　６月　３日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，保育所等における保育士等の数の算定に係る規定の整備等を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例

（柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正）

第１条　柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成２４年柏市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第２８条第２号中「法第１８条の２９に規定する」を削り，「及び第３６条」を「並びに第３６条第１項及び第２項」に改める。

第３６条に次の１項を加える。

３　前項の保育士の数の算定に当たっては，当該保育所に勤務する特定理学療法士等を，１人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該保育所の保育士（保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士をいい，附則第２条，第４条又は第５条の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第２条本文中「この条」の次に「及び附則第７条」を加え，「限って」を「限り」に改め，同条ただし書中「保育士」の次に「（保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士をいい，第３６条第３項又は附則第４条若しくは第５条の規定により保育士とみなされる者及び同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第６条中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい，児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成１０年厚生省令第５１号）附則第２項又は」を「保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士をいい，第３６条第３項又は附則第２条若しくは」に，「保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第３６条第２項により算定されるものをいう。）」を「前２条の規定の適用がないものとした場合の第３６条第２項の規定により算定される保育士の数」に改め，附則に次の１条を加える。

第７条　第３６条第３項及び附則第２条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって，当該保育所の保育士（同項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部改正）

第２条　柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項の表備考に次のように加える。

５　備考１に定める者については，１人に限って，当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし，当該特定理学療法士等は，補助者として従事する場合を除き，教育課程に基づく教育に従事してはならず，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，備考１に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第９条中「前３条の規定により第６条第３項の表備考１」を「第６条第３項の表備考５及び前３条の規定により同表備考１」に改め，「定める者を」の次に「特定理学療法士等，」を加え，「当該小学校教諭等免許状所持者」を「当該特定理学療法士等，小学校教諭等免許状所持者」に改め，附則に次の１条を加える。

第１０条　第６条第３項の表備考５及び附則第８条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考１に定める者（同表備考５ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正）

第３条　柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２４条第２項各号列記以外の部分中「第３０条第１項」の次に「及び第４項並びに第４５条第４項並びに附則第９条」を加える。

第３０条第１項本文中「第３２条第１項及び第２項」を「第３２条第１項，第２項，第４項ただし書及び第５項」に，「第４８条第１項及び第２項」を「第４８条第１項，第２項，第４項ただし書及び第５項」に改め，同条第３項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え，同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって，障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し，かつ，子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を，１人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士をいい，附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって，当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３２条第３項中「保健師，看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め，同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を，１人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等

が保育を行うに当たっては，当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって，当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４５条第３項中「保健師，看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め，同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を，１人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士をいい，附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって，当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４８条第３項中「保健師，看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め，同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を，１人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たっ

て，当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第９条中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい，第３０条第３項若しくは第４５条第３項」を「保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士をいい，第３０条第３項若しくは第４項若しくは第４５条第３項若しくは第４項」に，「保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第３０条第２項又は第４５条第２項により算定されるものをいう。）」を「前２条の規定の適用がないとした場合の第３０条第２項又は第４５条第２項の規定により算定される保育士の数」に改める。

（柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第４条　柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成３１年柏市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

６　第１項，第２項本文及び第４項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については，１人に限って，当該認定こども園に勤務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって，障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し，かつ，子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし，当該特定理学療法士等は，補助者として従事する場合を除き，教育課程に基づく教育に従事してはならず，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第８条の表以外の部分中「，同表の右欄」を「，同欄」に

改め，同条の表中

「

附則第４条	第４条第１項及び第４項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

」

を

「

第４条第６項	第４条第１項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第４条	第４条第１項及び第４項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

」

に改める。

附則に次の１条を加える。

第９条　第４条第６項及び附則第７条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第４号資料

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成２４年柏市条例第４０号）新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
(母子支援員の資格) 第28条　母子支援員は，次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)　略 (2)　保育士又は千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(第32条第2項及び第36条においてこれらを「保育士」という。)の資格を有する者 (3)から(5)まで　略 (職員) 第36条　略 2　略	(母子支援員の資格) 第28条　母子支援員は，次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)　略 (2)　保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士(第32条第2項並びに第36条第1項及び第2項においてこれらを「保育士」という。)の資格を有する者 (3)から(5)まで　略 (職員) 第36条　略 2　略 3　前項の保育士の数の算定に当たっては，当該保育所に勤務する特定理学療法士等を，1人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該保育所の保育士(保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士をいい，附則第2条，第4条又は第5条の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
附　則 (保育士の数に関する特例) 第2条　第36条第2項に規定する保育士の数の算定については，当分の間，当該保育所に勤務する保健師，看護師又は准看護師(以下この条において「看護師等」という。)を，1人に限って，保育士とみなすことができる。ただし，乳児の数が4人未満である保育所については，子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し，かつ，当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	附　則 (保育士の数に関する特例) 第2条　第36条第2項に規定する保育士の数の算定については，当分の間，当該保育所に勤務する保健師，看護師又は准看護師(以下この条及び附則第7条において「看護師等」という。)を，1人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，乳児の数が4人未満である保育所については，子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し，かつ，当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士(保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士をいい，第36条第3項又は附則第4条若しくは第5条の規定により保育士とみなされる者及び同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
(保育所の職員配置に係る特例) 第3条　略 第4条　略 第5条　略	(保育所の職員配置に係る特例) 第3条　略 第4条　略 第5条　略

第6条　前2条の規定を適用する時は，保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい，児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を，保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第36条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上，置かなければならない。	第6条　前2条の規定を適用する時は，保育士(保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士をいい，第36条第3項又は附則第2条若しくは前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を，前2条の規定の適用がないものとした場合の第36条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上，置かなければならない。 第7条　第36条第3項及び附則第2条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって，当該保育所の保育士(同項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２８号）新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
(職員の数等) 第6条　略 2　略 3　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし，当該職員の数は，常時2人を下ってはならない。	(職員の数等) 第6条　略 2　略 3　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし，当該職員の数は，常時2人を下ってはならない。
略	略
備考 1から4まで　略	備考 1から4まで　略 5　備考1に定める者については，1人に限って，当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし，当該特定理学療法士等は，補助者として従事する場合を除き，教育課程に基づく教育に従事してはならず，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
4及び5　略	4及び5　略
附　則 (幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例) 第5条　略 第6条　略 第7条　略 第8条　略 第9条　前3条の規定により第6条第3項の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者，市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有する	附　則 (幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例) 第5条　略 第6条　略 第7条　略 第8条　略 第9条　第6条第3項の表備考5及び前3条の規定により同表備考1に定める者を特定理学療法士等，小学校教諭等免許状所持者，市長が保育教

と認める者又は看護師等をもって代える場合においては，当該小学校教諭等免許状所持者，市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は，同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。	諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては，当該特定理学療法士等，小学校教諭等免許状所持者，市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は，同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。 第10条　第6条第3項の表備考5及び附則第8条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者(同表備考5ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２９号）新旧対照表（第３条関係）

改正前	改正後
(職員) 第24条　略 2　家庭的保育者は，市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士若しくは千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(第30条第1項において「地域限定保育士」という。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって，次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)及び(2)　略 3　略 (職員) 第30条　小規模保育事業所A型には，保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士(次項，第32条第1項及び第2項，第45条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項においてこれらを「保育士」という。)，嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項前段の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては，調理員を置かないことができる。 2　略 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師，看護師又は准看護師を，1人に限り，保育士とみなすことができる。	(職員) 第24条　略 2　家庭的保育者は，市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士若しくは千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(第30条第1項及び第4項並びに第45条第4項並びに附則第9条において「地域限定保育士」という。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって，次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)及び(2)　略 3　略 (職員) 第30条　小規模保育事業所A型には，保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士(次項，第32条第1項，第2項，第4項ただし書及び第5項，第45条第1項及び第2項並びに第48条第1項，第2項，第4項ただし書及び第5項においてこれらを「保育士」という。)，嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項前段の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては，調理員を置かないことができる。 2　略 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師，看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を，1人に限り，保育士とみなすことができる。 4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理担当

	職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって，障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し，かつ，子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を，1人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該小規模保育事業所A型の保育士(保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士をいい，附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって，当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
(職員) 第32条　略 2　略 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師，看護師又は准看護師を，1人に限り，保育士とみなすことができる。	(職員) 第32条　略 2　略 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を，1人に限り，保育士とみなすことができる。 4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を，1人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって，当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
(職員) 第45条　略 2　略	(職員) 第45条　略 2　略

3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師，看護師又は准看護師を，1人に限り，保育士とみなすことができる。	3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を，1人に限り，保育士とみなすことができる。
	4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を，1人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士をいい，附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって，当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
(職員)	(職員)
第48条　略	第48条　略
2　略	2　略
3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師，看護師又は准看護師を，1人に限り，保育士とみなすことができる。	3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を，1人に限り，保育士とみなすことができる。
	4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を，1人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって，当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
附　則	附　則
(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)	(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)
第6条　略	第6条　略
第7条　略	第7条　略
第8条　略	第8条　略

第9条　前2条の規定を適用する時は，保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい，第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を，保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上，置かなければならない。	第9条　前2条の規定を適用する時は，保育士(保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士をいい，第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を，前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上，置かなければならない。

柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成３１年柏市条例第８号）新旧対照表（第４条関係）

改正前	改正後
(職員の資格) 第4条　略 2から5まで　略	(職員の資格) 第4条　略 2から5まで　略 6　第1項，第2項本文及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については，1人に限って，当該認定こども園に勤務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって，障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し，かつ，子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし，当該特定理学療法士等は，補助者として従事する場合を除き，教育課程に基づく教育に従事してはならず，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
附　則 (認定こども園の職員資格に関する特例) 第3条　略 第4条　略 第5条　略 第6条　略 第7条　略 第8条　次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては，同表の右欄に掲げる者の総数は，第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。	附　則 (認定こども園の職員資格に関する特例) 第3条　略 第4条　略 第5条　略 第6条　略 第7条　略 第8条　次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては，同欄に掲げる者の総数は，第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4条	第４条第1項及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5条から附則第7条まで　略		

第4条第6項	第４条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第4条	第４条第1項及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5条から附則第7条まで　略		

第9条　第4条第6項及び附則第7条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

議案第　５号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　８年　６月　３日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等の改正に伴い，保育所における３歳児に対する保育を提供する職員の配置基準等に係る経過措置を改めたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例（令和６年柏市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「第３６条第２項の規定」の次に「（満４歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則第５項中「第３条第１項の規定」の次に「（満４歳以上の園児の教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」を加え，同項を附則第８項とし，同項の前に次の１項を加える。

７　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み，保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，令和１０年３月３１日までの間，第３条の規定による改正後の柏市地域型保育事業設備運営基準条例第３０条第２項，第３２条第２項，第４５条第２項及び第４８条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は，適用しない。この場合において，第３条の規定による改正前の柏市地域型保育事業設備運営基準条例第３０条第２項，第３２条第２項，第４５条第２項及び第４８条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は，施行日以後においても，なおその効力を有する。

附則第４項中「第４８条第２項の規定」の次に「（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え，同項を附則第６項とし，同項の前に次の１項を加える。

５　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み，教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，令和１０年３月３１日までの間，第２条の規定による改正後の柏市幼保

連携型認定こども園設備運営基準条例第６条第３項の規定（満３歳以上満４歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は，適用しない。この場合において，第２条の規定による改正前の柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第６条第３項の規定（満３歳以上満４歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は，施行日以後においても，なおその効力を有する。

附則第３項中「第６条第３項の規定」の次に「（満４歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え，同項を附則第４項とし，同項の前に次の１項を加える。

３　保育士の配置の状況に鑑み，保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，令和１０年３月３１日までの間，第１条の規定による改正後の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例第３６条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は，適用しない。この場合において，第１条の規定による改正前の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例第３６条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は，施行日以後においても，なおその効力を有する。

附則に次の１項を加える。

９　園児の教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み，教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，令和１０年３月３１日までの間，第４条の規定による改正後の柏市認定こども園の認定の要件を定める条例第３条第１項（満３歳以上満４歳未満の園児の教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）の規定は，適用しない。この場合において，第４条の規定による改正前の柏市認定こども園の認定の要件を定める条例第３条第１項の規定（満３歳以上満４歳未満の園児の教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は，施行日以後においても，なおその効力を有する。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第５号資料

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例（令和６年柏市条例第２６号）新旧対照表

改正前	改正後
附　則	附　則
(経過措置)	(経過措置)
2　保育士の配置の状況に鑑み，保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，当分の間，第1条の規定による改正後の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例第36条第2項の規定は，適用しない。この場合において，第1条の規定による改正前の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例第36条第2項の規定は，この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においても，なおその効力を有する。	2　保育士の配置の状況に鑑み，保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，当分の間，第1条の規定による改正後の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例第36条第2項の規定(満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は，適用しない。この場合において，第1条の規定による改正前の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例第36条第2項の規定(満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は，この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においても，なおその効力を有する。
	3　保育士の配置の状況に鑑み，保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，令和10年3月31日までの間，第1条の規定による改正後の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例第36条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は，適用しない。この場合において，第1条の規定による改正前の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例第36条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は，施行日以後においても，なおその効力を有する。
3　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み，教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，当分の間，第2条の規定による改正後の柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第6条第3項の規定は，適用しない。この場合において，第2条の規定による改正前の柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第6条第3項の規定は，施行日以後においても，なおその効力を有する。	4　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み，教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，当分の間，第2条の規定による改正後の柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第6条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は，適用しない。この場合において，第2条の規定による改正前の柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第6条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は，施行日以後においても，なおその効力を有する。
	5　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み，教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，令和10年3月31日までの間，第2条の規定による改正後の柏市幼

	保連携型認定こども園設備運営基準条例第6条第3項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は，適用しない。この場合において，第2条の規定による改正前の柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第6条第3項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は，施行日以後においても，なおその効力を有する。
4　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み，保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，当分の間，第3条の規定による改正後の柏市地域型保育事業設備運営基準条例第30条第2項，第32条第2項，第45条第2項及び第48条第2項の規定は，適用しない。この場合において，第3条の規定による改正前の柏市地域型保育事業設備運営基準条例第30条第2項，第32条第2項，第45条第2項及び第48条第2項の規定は，施行日以後においても，なおその効力を有する。	6　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み，保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，当分の間，第3条の規定による改正後の柏市地域型保育事業設備運営基準条例第30条第2項，第32条第2項，第45条第2項及び第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は，適用しない。この場合において，第3条の規定による改正前の柏市地域型保育事業設備運営基準条例第30条第2項，第32条第2項，第45条第2項及び第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は，施行日以後においても，なおその効力を有する。
	7　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み，保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，令和10年3月31日までの間，第3条の規定による改正後の柏市地域型保育事業設備運営基準条例第30条第2項，第32条第2項，第45条第2項及び第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は，適用しない。この場合において，第3条の規定による改正前の柏市地域型保育事業設備運営基準条例第30条第2項，第32条第2項，第45条第2項及び第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は，施行日以後においても，なおその効力を有する。
5　園児の教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み，教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，当分の間，第4条の規定による改正後の柏市認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定は，適用しない。この場合において，第4条の規定による改正前の柏市認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定は，施行日以後においても，なおその効力を有する。	8　園児の教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み，教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，当分の間，第4条の規定による改正後の柏市認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は，適用しない。この場合において，第4条の規定による改正前の柏市認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は，施行日以後においても，なおその効力を有する。

	9　園児の教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み，教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，令和10年3月31日までの間，第4条の規定による改正後の柏市認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)の規定は，適用しない。この場合において，第4条の規定による改正前の柏市認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は，施行日以後においても，なおその効力を有する。

議案第　６号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　８年　６月　３日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，児童対象性暴力等の防止に係る規定の整備を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例

（柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正）

第１条　柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成２４年柏市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第１項中「及び次条」を「，次条，第１３条の２及び第１５条第１項」に改める。

第１３条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の２　特定児童福祉施設の設置者は，法第４５条第７項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき，児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため，児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

第１５条第１項中「（助産施設を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

（柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部改正）

第２条　柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第４条の２の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第４条の３　幼保連携型認定こども園の設置者は，法第１３条第６項において準用する法第６条の規定に基づき，児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

（柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正）

第３条　柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１４条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条　地域型保育事業者は，法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき，児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第４条　柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成３１年柏市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１６条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１６条の２　認定こども園の設置者は，法第６条の規定に基づき，児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため，児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の一部改正）

第５条　柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例（令和７年柏市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第１４条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条の２　乳児等通園支援事業者は，法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づ

き，児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は，令和８年１２月２５日から施行する。

議案第６号資料

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成２４年柏市条例第４０号）新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
(安全計画の策定等) 第7条の2　特定児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)は，児童の安全の確保を図るため，当該特定児童福祉施設の設備の安全点検，職員，児童等に対する施設外での活動，取組等を含めた特定児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導，職員の研修及び訓練その他特定児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し，当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2から4まで　略	(安全計画の策定等) 第7条の2　特定児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条，次条，第13条の2及び第15条第1項において同じ。)は，児童の安全の確保を図るため，当該特定児童福祉施設の設備の安全点検，職員，児童等に対する施設外での活動，取組等を含めた特定児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導，職員の研修及び訓練その他特定児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し，当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2から4まで　略 (児童対象性暴力等の防止) 第13条の2　特定児童福祉施設の設置者は，法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき，児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため，児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。
(食事) 第15条　特定児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において，入所している者に食事を提供するときは，当該特定児童福祉施設内で調理する方法(第10条の規定により，当該特定児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。 2から5まで　略	(食事) 第15条　特定児童福祉施設において，入所している者に食事を提供するときは，当該特定児童福祉施設内で調理する方法(第10条の規定により，当該特定児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。 2から5まで　略

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２８号）新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
	(児童対象性暴力等の防止) 第4条の3　幼保連携型認定こども園の設置者は，法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき，児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２９号）新旧対照表（第３条関係）

改正前	改正後
第14条　削除	(児童対象性暴力等の防止) 第14条　地域型保育事業者は，法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき，児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成３１年柏市条例第８号）新旧対照表（第４条関係）

改正前	改正後
	(児童対象性暴力等の防止) 第16条の2　認定こども園の設置者は，法第6条の規定に基づき，児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため，児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例（令和７年柏市条例第３５号）新旧対照表（第５条関係）

改正前	改正後
	(児童対象性暴力等の防止) 第14条の2　乳児等通園支援事業者は，法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき，児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

議案第　７号

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例及び柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例及び柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　８年　６月　３日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い，幼保連携型認定こども園等における職員配置基準に係る規定の整備及び満３歳以上の園児に係る学級編成基準の引下げを行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例及び柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

（柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部改正）

第１条　柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「３５人以下（満４歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある園児の学級にあっては，３０人以下）」を「３０人以下」に改める。

第６条第１項及び第３項の表備考１中「指導保育教諭」の次に「，主務保育教諭」を加え，同条第５項第２号中「主幹養護教諭」の次に「，主務養護教諭」を加える。

附則第６条前段中「主幹養護教諭」の次に「，主務養護教諭」を加える。

（柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第２条　柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成３１年柏市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項後段中「３５人以下（満４歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある園児の学級にあっては，３０人以下）」を「，３０人以下」に改める。

附則第４条中「主幹養護教諭」の次に「，主務養護教諭」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第７項に規定する幼保連

携型認定こども園をいう。）における１学級の園児（同法第１４条第７項に規定する園児をいう。）の数については，第１条の規定による改正後の柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第５条第２項の規定にかかわらず，令和１４年３月３１日までは，なお従前の例によることができる。

３　この条例の施行の際現に存する認定こども園（第２条の規定による改正後の柏市認定こども園の認定の要件を定める条例第２条第１項第１号に規定する認定こども園をいう。）における１学級の園児（同項第５号に規定する園児をいう。）の数については，同条例第３条第２項後段の規定にかかわらず，令和１４年３月３１日までは，なお従前の例によることができる。

議案第７号資料

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例及び柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２８号）新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
(学級の編制の基準)	(学級の編制の基準)
第5条　略	第5条　略
2　1学級の園児数は，35人以下(満4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある園児の学級にあっては，30人以下)を原則とする。	2　1学級の園児数は，30人以下を原則とする。
3　略	3　略
(職員の数等)	(職員の数等)
第6条　幼保連携型認定こども園には，各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭，指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。	第6条　幼保連携型認定こども園には，各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭，指導保育教諭，主務保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。
2　略	2　略
3　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし，当該職員の数は，常時2人を下ってはならない。	3　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし，当該職員の数は，常時2人を下ってはならない。
略	略
備考 1　この表に定める員数は，副園長(幼稚園の教諭の普通免許状を有し，かつ，児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録又は千葉県の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録(以下この表においてこれらを「登録」という。)を受けたものに限る。)，教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し，かつ，登録を受けたものに限る。)，主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭，助保育教諭又は講師であって，園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2から4まで　略	備考 1　この表に定める員数は，副園長(幼稚園の教諭の普通免許状を有し，かつ，児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録又は千葉県の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録(以下この表においてこれらを「登録」という。)を受けたものに限る。)，教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し，かつ，登録を受けたものに限る。)，主幹保育教諭，指導保育教諭，主務保育教諭，保育教諭，助保育教諭又は講師であって，園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2から4まで　略
4　略	4　略
5　幼保連携型認定こども園には，次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。	5　幼保連携型認定こども園には，次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
(1)　略	(1)　略
(2)　主幹養護教諭，養護教諭又は養護助教諭	(2)　主幹養護教諭，主務養護教諭，養護教諭又は養護助教諭
(3)　略	(3)　略
附　則	附　則

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例) 第5条　略 第6条　第6条第3項の表備考1に定める者については，当分の間，小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において，当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き，教育課程に基づく教育に従事してはならない。 第7条　略 第8条　略 第9条　略	(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例) 第5条　略 第6条　第6条第3項の表備考1に定める者については，当分の間，小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭，主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において，当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き，教育課程に基づく教育に従事してはならない。 第7条　略 第8条　略 第9条　略

柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成３１年柏市条例第８号）新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
(職員の配置) 第3条　略 2　満3歳以上の園児であって，幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間については，満3歳以上の園児について学級を編制し，各学級に当該学級を担任する職員(以下「学級担任」という。)を少なくとも1人置かなければならない。この場合において，1学級の園児の数は35人以下(満4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある園児の学級にあっては，30人以下)を原則とする。 3から5まで　略 附　則 (認定こども園の職員資格に関する特例) 第3条　略 第4条　第4条第1項及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については，当分の間，幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次条及び附則第8条において同じ。)をもって代えることができる。 第5条　略 第6条　略 第7条　略 第8条　略	(職員の配置) 第3条　略 2　満3歳以上の園児であって，幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間については，満3歳以上の園児について学級を編制し，各学級に当該学級を担任する職員(以下「学級担任」という。)を少なくとも1人置かなければならない。この場合において，1学級の園児の数は，30人以下を原則とする。 3から5まで　略 附　則 (認定こども園の職員資格に関する特例) 第3条　略 第4条　第4条第1項及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については，当分の間，幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭，主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次条及び附則第8条において同じ。)をもって代えることができる。 第5条　略 第6条　略 第7条　略 第8条　略

議案第　８号

柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例の制定について

柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　８年　６月　３日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い，満３歳以上限定小規模保育事業の設備及び運営に関する基準を定めること等を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例

（柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正）

第１条　柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第６条の３第９項第２号，同条第１０項第２号，同条第１１項第２号又は同条第１２項第２号」を「第６条の３第９項第２号，第１０項第２号，第１１項第２号若しくは第１２項第２号」に改め，「場合」の次に「又は同条第１０項第３号の規定により保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第７条第１項各号列記以外の部分中「事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては，第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え，同項第３号中「地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え，「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第６条第１項第３号」を「法第６条の３第１２項第１号イ，ロ又はハ」に改め，「その他の乳児又は幼児」の次に「（第４３条において「その他の乳児又は幼児」という。）」を加える。

第１９条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては，満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第２８条の見出しを削り，同条中「小規模保育事業Ｂ型」及び「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第３０条第２項第３号中「第６条の３第１０項第２号」の次に

「又は第３号」を加える。

第３６条中「第６条の３第１０項」を「第６条の３第１０項第１号」に改める。

第４３条の表以外の部分中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第４２条に規定する」を削る。

第４９条後段中「，同条第４号前段中「次号」とあるのは「第４９条において準用する第２９条第５号」と」を削る。

附則第３条中「地域型保育事業者（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第６条本文中「地域型保育事業」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

（柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部改正）

第２条　柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例（平成２６年柏市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第５２条」を「―第５２条」に改める。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め，「第４項」の次に「及び第２０条第７号」を加え，同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め，同条第４項中「選考方法」の次に「又は前項の規定による選考の方法」を加える。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第１２条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第１３条第４項第３号ア（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め，同号ア（イ）中「法第１９条第２号

に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め，同号イ（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め，同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「第６条第２項及び第３項に規定する」を削り，「選考方法」の次に「及び第６条第３項の規定による選考の方法」を加える。

第２２条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第２５条中「第２７条の２第１項各号，」の次に「学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する」を加え，「学校教育法（昭和２２年法律第２６号）」を「同法」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め，同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に，「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め，同条第３項後段中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に，「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と，「同号」とあるのは「同条第２号」に，「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く」に，「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む」を「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子

どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し，」を「満３歳以上保育認定子どもに対して」に改め，同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に，「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め，同条第３項後段中「第６条第２項中」の次に「「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と，」を加え，「利用の申込みに係る法」及び「に掲げる小学校就学前子どもの数」を削り，「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に，「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に改め，「に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」を削り，「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育」に，「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育」を「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育」に改める。

第３７条第２項を次のように改める。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は，次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ，当該地域型保育事業を行う事業所ごとに，当該各号に定める利用定員を，満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業，満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は，満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに，法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を，「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え，同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め，同項を同条第５項とし，同条第３項中「前項」を「前２項」に，「同項に規定する選考方法」を「これらの規定による選考の方法」に改め，同項を同条第４項とし，同条第２項の次に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は，利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が，当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては，教育・保育給付認定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用することができるよう，選考するものとする。

第４０条第２項及び第４１条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４２条第１項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め，同項第３号中「により特定地域型保育」を「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第１０項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。同項において同じ。）」に，「第３７条第２項に規定するその他の」を「第３７条第２項第２号に規定するその他の法第１９条第３号に掲げる」に改め，「。以下この号において同じ」を削り，同条中第９項を第１０項とし，第８項を第９項とし，第７項を第８項とし，同条第６項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の次に「（平成２６年厚生労働省令第６１号）」

を加え，同項を同条第７項とし，同条第５項の次に次の１項を加える。

６　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は，第１項の規定にかかわらず，連携施設の確保に当たって，同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第４６条第７号中「に規定する選考方法」を「及び第３項の規定による選考の方法」に改める。

第４７条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４８条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第４９条第２項各号列記以外の部分中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条後段中「満３歳未満保育認定子どもに限り，特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め，「，第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と，第１４条の見出し及び同条第１項」を「第１４条第１項」に改め，「関する規程」と」の次に「，第２５条中「第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「第３３条の１０第１項各号」と」を加える。

第５１条の見出しを削り，同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し，同条第１項中「が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め，同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に，「次条

第１項」を「第５２条第１項」に，「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め，同条第３項前段中「前節（」を「この章（第３７条第３項，第３９条第３項及び」に，「次条第３項」を「第５２条第３項」に改め，同項後段中「利用の申込みに係る法」及び「に掲げる小学校就学前子どもの数」を削り，「において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「（第４３条第１項を除く。）において同じ」とあるのは「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き，第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む」に，「同号に掲げる小学校就学前子ども」を「同号」に，「同条第３号に掲げる小学校就学前子ども」を「法第１９条第３号」に，「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」を「満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」とあるのは「特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く」に，「同条第４項」を「同条第４項各号列記以外の部分」に改め，同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には，法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には，当該特別利用地域型保育に係る教育認

定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が，第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には，特定地域型保育には特別利用地域型保育を，地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を，それぞれ含むものとして，この章（第３７条第２項，第３９条第２項及び第４０条第２項を除き，第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。），第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において，第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と，「満３歳以上保育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの総数」と，「同号」とあるのは「同条第２号」と，「教育・保育給付認定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう，」とあるのは「抽選，申込みを受けた順序により決定する方法，当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念，基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と，第４３条第１項中「満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」とあるのは「特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く」と，同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と，同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と，同条第４項各号列記以外の部分中「前３項」とあるのは「前２項」と，「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と，同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満３歳以上

限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子ども」に改め，同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に，「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項」を「満３歳未満保育認定子ども（第５１条第１項」に，「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め，同条第３項前段中「前節」を「この章」に改め，同項後段中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」とあるのは「特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども」に改め，「に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と，「法第２９条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の市町村が定める額」を削り，「同条第４項」を「同条第４項各号列記以外の部分」に改め，「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第３条及び第４条を次のように改める。

第３条及び第４条　削除

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第８号資料

柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例について

柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２９号）新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
(設備運営基準の目的)	(設備運営基準の目的)
第3条　設備運営基準は，地域型保育事業を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り，法第6条の3第9項第2号，同条第10項第2号，同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては，当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が，明るくて，衛生的な環境において，素養があり，かつ，適切な訓練を受けた職員(地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより，心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	第3条　設備運営基準は，地域型保育事業を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り，法第6条の3第9項第2号，第10項第2号，第11項第2号若しくは第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定により保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては，当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が，明るくて，衛生的な環境において，素養があり，かつ，適切な訓練を受けた職員(地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより，心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第7条　地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条，次条第1項，第8条の3第2項，第15条第1項及び第2項，第16条第1項，第2項及び第5項，第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所，幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。	第7条　地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条，次条第1項，第8条の3第2項，第15条第1項及び第2項，第16条第1項，第2項及び第5項，第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあっては，第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所，幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。
(1)及び(2)　略	(1)及び(2)　略
(3)　当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては，家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生	(3)　当該地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては，法第6条の3第12

労働省令第61号)第6条第1項第3号に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を，当該保育の提供の終了に際して，当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき，引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	項第1号イ，ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児(第43条において「その他の乳児又は幼児」という。)に限る。以下この号において同じ。)を，当該保育の提供の終了に際して，当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき，引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
2から5まで　略	2から5まで　略
(地域型保育事業所内部の規程)	(地域型保育事業所内部の規程)
第19条　地域型保育事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第19条　地域型保育事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)から(5)まで　略	(1)から(5)まで　略
(6)　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員	(6)　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては，満3歳以上の幼児の利用定員)
(7)から(11)まで　略	(7)から(11)まで　略
(小規模保育事業の区分)	
第28条　小規模保育事業は，小規模保育事業A型，小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	第28条　小規模保育事業は，小規模保育事業A型，小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。
(職員)	(職員)
第30条　略	第30条　略
2　保育士の数は，次の各号に掲げる児童の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	2　保育士の数は，次の各号に掲げる児童の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
(1)及び(2)　略	(1)及び(2)　略
(3)　満3歳以上満4歳に満たない幼児　おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定により保育を行う場合に限る。次号において同じ。)	(3)　満3歳以上満4歳に満たない幼児　おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定により保育を行う場合に限る。次号において同じ。)
(4)　略	(4)　略
3　略	3　略
(利用定員)	(利用定員)
第36条　小規模保育事業所C型は，法第6条の3第10項の規定にかかわらず，その利用定員を6人以上10人以下とする。	第36条　小規模保育事業所C型は，法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず，その利用定員を6人以上10人以下とする。
(利用定員の設定)	(利用定員の設定)
第43条　事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は，次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める乳幼児(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この条において同じ。)の数以上の定員枠を設けなくてはならない。	第43条　事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は，次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める乳幼児(その他の乳児又は幼児に限る。以下この条において同じ。)の数以上の定員枠を設けなくてはならない。
略	略
(準用)	(準用)

第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は，小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において，第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と，第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と，第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と，同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し，及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号前段において同じ。)」と，同条第4号前段中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」と読み替えるものとする。	第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は，小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において，第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と，第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と，第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と，同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し，及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号前段において同じ。)」と読み替えるものする。
附　則	附　則
(連携施設に関する経過措置)	(連携施設に関する経過措置)
第3条　地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は，連携施設の確保が著しく困難であって，子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は，第7条第1項の規定にかかわらず，施行日から起算して15年を経過する日までの間，連携施設の確保をしないことができる。	第3条　地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は，連携施設の確保が著しく困難であって，子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は，第7条第1項の規定にかかわらず，施行日から起算して15年を経過する日までの間，連携施設の確保をしないことができる。
(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)	(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)
第6条　保育の需要に応じるに足りる保育所，認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は地域型保育事業が不足していることに鑑み，当分の間，第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は，第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし，配置される保育士の数が1人となる時は，当該保育士に加えて，保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。	第6条　保育の需要に応じるに足りる保育所，認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は地域型保育事業(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み，当分の間，第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は，第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし，配置される保育士の数が1人となる時は，当該保育士に加えて，保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
第7条　略	第7条　略
第8条　略	第8条　略
第9条　略	第9条　略

柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例（平成２６年柏市条例第３０号）新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後

目次 第1章及び第2章　略 第3章　特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節及び第2節　略 第3節　特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) 第4章　略 附則	目次 第1章及び第2章　略 第3章　特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節及び第2節　略 第3節　特例地域型保育給付費に関する基準(第51条―第52条) 第4章　略 附則
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条　略	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条　略
2　特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は，利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が，当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては，抽選，申込みを受けた順序により決定する方法，当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念，基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。	2　特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は，利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が，当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては，抽選，申込みを受けた順序により決定する方法，当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念，基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項及び第20条第7号において「選考方法」という。)により選考しなければならない。
3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は，利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が，当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては，教育・保育給付認定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用することができるよう，選考するものとする。	3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は，利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が，当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては，教育・保育給付認定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用することができるよう，選考するものとする。
4　前2項の特定教育・保育施設は，選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で，選考を行わなければならない。	4　前2項の特定教育・保育施設は，選考方法又は前項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で，選考を行わなければならない。
5　略 (あっせん，調整及び要請に対する協力) 第7条　略	5　略 (あっせん，調整及び要請に対する協力) 第7条　略
2　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は，法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ど	2　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は，保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利

もに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し，できる限り協力しなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条　略

(利用者負担額等の受領)

第13条　略

2及び3　略

4　特定教育・保育施設は，前3項の支払を受ける額のほか，特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち，次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2)　略

(3)　食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち，その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ｱ)　法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円

(ｲ)　法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)　57,700円(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては，77,101円)

イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち，負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校，義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ｱ)　法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し，できる限り協力しなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条　略

(利用者負担額等の受領)

第13条　略

2及び3　略

4　特定教育・保育施設は，前3項の支払を受ける額のほか，特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち，次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2)　略

(3)　食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち，その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ｱ)　教育認定子ども　77,101円

(ｲ)　満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)　57,700円(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては，77,101円)

イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち，負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校，義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ｱ)　教育認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども

子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者	(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
(ｲ)　法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者	(ｲ)　満3歳以上保育認定子ども　負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
ウ　略	ウ　略
(4)及び(5)　略	(4)及び(5)　略
5及び6　略	5及び6　略
(運営規程)	(運営規程)
第20条　特定教育・保育施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	第20条　特定教育・保育施設は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
(1)から(6)まで　略	(1)から(6)まで　略
(7)　特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)	(7)　特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(選考方法及び第6条第3項の規定による選考の方法を含む。)
(8)から(11)まで　略	(8)から(11)まで　略
(定員の遵守)	(利用定員の遵守)
第22条　略	第22条　略
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第25条　特定教育・保育施設の職員は，教育・保育給付認定子どもに対し，児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号，幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法(昭和22年法律第26号)第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条　特定教育・保育施設の職員は，教育・保育給付認定子どもに対し，児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号，学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第35条　特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用保育を提供する場合には，法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	第35条　特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対して特別利用保育を提供する場合には，法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
2　特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には，当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに	2　特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には，当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が，第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就

該当する教育・保育給付認定子どもの総数が，第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には，特定教育・保育には特別利用保育を，施設型給付費には特例施設型給付費を，それぞれ含むものとして，前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において，第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と，「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と，第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と，同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と，同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し，特別利用教育を提供する場合には，法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2　特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には，当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が，第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には，特定教育・保育には特別利用教育を，施設型給付費には特例施設型給付費を，それぞれ含むものとして，前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において，第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と，「同号に掲げる小学校就学前

学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には，特定教育・保育には特別利用保育を，施設型給付費には特例施設型給付費を，それぞれ含むものとして，前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において，第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と，「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と，「同号」とあるのは「同条第2号」と，第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と，同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と，同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対して特別利用教育を提供する場合には，法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2　特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には，当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が，第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には，特定教育・保育には特別利用教育を，施設型給付費には特例施設型給付費を，それぞれ含むものとして，前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において，第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と，「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と，「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳

子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と，「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と，第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と，同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と，同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」とする。	以上保育認定子ども」と，「同号」とあるのは「同条第1号」と，第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と，同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と，同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。
第37条　略	第37条　略
2　特定地域型保育事業者は，特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに，法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては，家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第42条の規定を踏まえ，その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が，事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし，共済組合等に係るものにあっては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子ども)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員)を，満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	2　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は，次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ，当該地域型保育事業を行う事業所ごとに，当該各号に定める利用定員を，満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 (1)　家庭的保育事業，満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 (2)　事業所内保育事業　法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
	3　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は，満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに，法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

	を定めるものとする。
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)	(正当な理由のない提供拒否の禁止等)
第39条　略	第39条　略
2　特定地域型保育事業者は，利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が，当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては，教育・保育給付認定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう，選考するものとする。	2　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は，利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。)において同じ。)の総数が，当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては，教育・保育給付認定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう，選考するものとする。
	3　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は，利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が，当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては，教育・保育給付認定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用することができるよう，選考するものとする。
3　前項の特定地域型保育事業者は，同項に規定する選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で，選考を行わなければならない。	4　前2項の特定地域型保育事業者は，これらの規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で，選考を行わなければならない。
4　特定地域型保育事業者は，地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対して自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は，第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	5　特定地域型保育事業者は，地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対して自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は，第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
(あっせん，調整及び要請に対する協力)	(あっせん，調整及び要請に対する協力)
第40条　略	第40条　略
2　特定地域型保育事業者は，満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し，できる限り協力しなければならない。	2　特定地域型保育事業者は，保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し，できる限り協力しなければならない。
(心身の状況等の把握)	(心身の状況等の把握)
第41条　特定地域型保育事業者は，特定地域型保	第41条　特定地域型保育事業者は，特定地域型保

育の提供に当たっては，満3歳未満保育認定子どもの心身の状況，その置かれている環境，他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	育の提供に当たっては，保育認定子どもの心身の状況，その置かれている環境，他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
(特定教育・保育施設等との連携)	(特定教育・保育施設等との連携)
第42条　特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は，特定地域型保育が適正かつ確実に実施され，及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園，幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。	第42条　特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は，特定地域型保育が適正かつ確実に実施され，及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園，幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。
(1)　特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定，特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談，助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。	(1)　特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定，特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談，助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。
(2)　略	(2)　略
(3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては，第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を，当該特定地域型保育の提供の終了に際して，当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき，引き続き連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	(3)　当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第10項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。同項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては，第37条第2項第2号に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)を，当該特定地域型保育の提供の終了に際して，当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき，引き続き連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
2から5まで　略	2から5まで　略
	6　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は，第1項の規定にかかわらず，連携施設の確保に当たって，同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。
6　居宅訪問型保育事業を行う者は，家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては，第1項の規定にかかわらず，当該乳幼児の障害，疾病等の状態に応じ，適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けることができるよう，あらかじめ，連携する障害児入所施設その他の本市の指定する施設を適切に確保しなければならない。	7　居宅訪問型保育事業を行う者は，家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては，第1項の規定にかかわらず，当該乳幼児の障害，疾病等の状態に応じ，適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けることができるよう，あらかじめ，連携する障害児入所施設その他の本市の指定する施設を適切に確保しなければならない。
7　略	8　略

8　略

9　略

(利用者負担額等の受領)

第43条　特定地域型保育事業者は，特定地域型保育を提供した際は，教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2から6まで　略

(運営規程)

第46条　特定地域型保育事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(6)まで　略

(7)　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。)

(8)から(11)まで　略

(勤務体制の確保等)

第47条　特定地域型保育事業者は，満3歳未満保育認定子どもに対し，適切な特定地域型保育を提供することができるよう，特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　特定地域型保育事業者は，特定地域型保育事業所ごとに，当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし，満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。

3　略

(定員の遵守)

第48条　略

(記録の整備)

第49条　略

2　特定地域型保育事業者は，満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる計画及び記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)から(5)まで　略

(準用)

第50条　第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)，第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は，特定地域型保育事業者，特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において，第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳

9　略

10　略

(利用者負担額等の受領)

第43条　特定地域型保育事業者は，特定地域型保育を提供した際は，教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2から6まで　略

(運営規程)

第46条　特定地域型保育事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(6)まで　略

(7)　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第39条第2項及び第3項の規定による選考の方法を含む。)

(8)から(11)まで　略

(勤務体制の確保等)

第47条　特定地域型保育事業者は，保育認定子どもに対し，適切な特定地域型保育を提供することができるよう，特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　特定地域型保育事業者は，特定地域型保育事業所ごとに，当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし，保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。

3　略

(利用定員の遵守)

第48条　略

(記録の整備)

第49条　略

2　特定地域型保育事業者は，保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる計画及び記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)から(5)まで　略

(準用)

第50条　第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)，第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は，特定地域型保育事業者，特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において，第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育

未満保育認定子どもに限り，特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と，第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と，第14条の見出し及び同条第1項中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と，同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と，第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と，第23条中「運営規程」とあるのは「第46条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には，法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には，当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が，第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には，特定地域型保育には特別利用地域型保育を，地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を，それぞれ含むものとして，前節(第40条第2項を除き，前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)，第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において，第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と，「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3

認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と，第14条第1項中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と，同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と，第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と，第23条中「運営規程」とあるのは「第46条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程」と，第25条中「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号，学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「第33条の10第1項各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には，法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には，当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が，第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には，特定地域型保育には特別利用地域型保育を，地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を，それぞれ含むものとして，この章(第37条第3項，第39条第3項及び第40条第2項を除き，前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)，第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において，第39条第2項中「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と，「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。)において同じ」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育

号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と，「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と，「教育・保育給付認定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう，」とあるのは「抽選，申込みを受けた順序により決定する方法，当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念，基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と，第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と，同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と，同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と，同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と，「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と，同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

認定子どもを除き，第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む」と，「同号」とあるのは「法第19条第3号」と，「教育・保育給付認定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう，」とあるのは「抽選，申込みを受けた順序により決定する方法，当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念，基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と，第43条第1項中「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」とあるのは「特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く」と，同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と，同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と，同条第4項各号列記以外の部分中「前3項」とあるのは「前2項」と，「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と，同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には，法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には，当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が，第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には，特定地域型保育には特別利用地域型保育を，地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を，それぞれ含むものとして，この章(第37条第2項，第39条第2項及び第40条第2項を除き，第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)，第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を

	適用する。この場合において，第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と，「満3歳以上保育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と，「同号」とあるのは「同条第2号」と，「教育・保育給付認定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう，」とあるのは「抽選，申込みを受けた順序により決定する方法，当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念，基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と，第43条第1項中「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」とあるのは「特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く」と，同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と，同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と，同条第4項各号列記以外の部分中「前3項」とあるのは「前2項」と，「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と，同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。
(特定利用地域型保育の基準) 第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特定利用地域型保育を提供する場合には，法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	(特定利用地域型保育の基準) 第52条　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対して特定利用地域型保育を提供する場合には，法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2　特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には，当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が，第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	2　特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には，当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が，第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には，特定地域型保育には特定利用地域型保育を，地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を，それぞれ含むものとして，前節の規定を適用する。	3　特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には，特定地域型保育には特定利用地域型保育を，地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を，それぞれ含むものとして，この章の規定を適用す

この場合において，第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と，「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と，同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と，同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。	る。この場合において，第43条第1項中「満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)」と，同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と，同条第4項各号列記以外の部分中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。
附　則 第3条　削除 (利用定員に関する経過措置) 第4条　小規模保育事業C型にあっては，この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間，第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは，「6人以上15人以下」とする。	附　則 第3条及び第4条　削除

議案第　９号

柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定について

柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　８年　６月　３日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域内及び柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域内における建築物に関する制限の変更を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

柏市地区計画区域内建築物制限条例（平成１０年柏市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表第２柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域の項複合市街地地区Ａの目（ウ）欄を次のように改める。

次に掲げる建築物以外のもの (1) 研究開発等に関わる建築物のうち，事務所 (2) 次に掲げる建築物のうち，前号に掲げる建築物の利用者の利便性を増進するものであって当該建築物と運営上関わりがあることを示すことができるもの ア　共同住宅，寄宿舎その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が１，５００平方メートル以内のもの イ　店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が１，５００平方メートル以内のもの ウ　ホテル又は旅館 エ　学校，図書館その他これらに類するもの オ　病院 (3) 次に掲げる建築物のうち，前２号に掲げる建築物に附属するもの ア　診療所 イ　保育所

ウ　自家用倉庫 エ　畜舎 オ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの（３号壁面線に面するものを除く。） (4) 次に掲げる要件に該当する自動車車庫のうち，前３号に掲げる建築物に附属するもの ア　２階以下の部分にあること。 イ　同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないこと。 (5) 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物 (6) 次に掲げる建築物のうち，前各号に掲げる建築物に附属するもの ア　駐輪場 イ　物置等 ウ　設備置場，機械室等 エ　前各号に掲げる建築物の保安及び管理上やむを得ないもの

別表第２柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域の項に次のように加える。

公園地区	１　住宅 ２　住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの ３　共同住宅，下宿又は老人ホーム ４　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の２第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

	めの法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１８項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するもの ５　マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの ６　カラオケボックスその他これに類するもの ７　公衆浴場 ８　ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する運動施設 ９　神社，寺院，教会その他これらに類するもの １０　自動車教習所 １１　次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が１，５００平方メートルを超えるもの (1) 店舗，飲食店，展示場又は遊技場 (2) 寄宿舎

別表第２柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域の項Ａ地区の目（ウ）欄を次のように改める。

次に掲げる建築物以外のもの (1) 研究開発等に関わる建築物（次に掲げるものに限る。） ア　事務所 イ　工場（法別表第２（と）項第３号（１の２），（２），（２の２），（３），（４の２），（４の３），（４の５），（４の６），（５），（６），（９），

（１３），（１４）及び（１６）に掲げる事業を営むもの並びに同表（ぬ）項第３号に掲げるもの並びに法第５１条に規定する用途に供するものを除く。）

(2) 次に掲げる建築物のうち，前号に掲げる建築物の利用者の利便性を増進するものであって当該建築物と運営上関わりがあることを示すことができるもの

ア　住宅，共同住宅，寄宿舎又は下宿

イ　住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの

ウ　店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が３，０００平方メートル以内のもの

エ　ホテル又は旅館

オ　学校，図書館その他これらに類するもの

カ　病院

キ　老人ホーム，福祉ホームその他これらに類するもの

ク　老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの

ケ　自動車教習所

(3) 次に掲げる建築物のうち，第１号に掲げる建築物に附属するもの

ア　公衆浴場

イ　診療所

ウ　保育所

エ　自家用倉庫

オ　畜舎

カ　自動車修理工場で作業場の床面積の合

計が５０平方メートル以内のもの キ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの (4) 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物 (5) 自動車車庫のうち，前各号に掲げる建築物に附属するもの (6) 次に掲げる建築物のうち，前各号に掲げる建築物に附属するもの ア　駐輪場 イ　物置等 ウ　設備置場，機械室等 エ　前各号に掲げる建築物の保安及び管理上やむを得ないもの

別表第２柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域の項Ｂ地区の目（ウ）欄を次のように改める。

次に掲げる建築物以外のもの (1) 研究開発等に関わる建築物（次に掲げるものに限る。） ア　事務所 イ　ホテル又は旅館 ウ　共同住宅 エ　イ又はウに掲げる建築物に複合する店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が３，０００平方メートル以内のもの オ　工場（法別表第２（と）項第３号（１の２），（２），（２の２），（３），（４の２），（４の３），（４の５），（４の６），（５），（６），（９），（１３），（１４）及び（１６）に掲げ

る事業を営むもの並びに同表（ぬ）項第３号に掲げるもの並びに法第５１条に規定する用途に供するものを除く。）

(2) 病院

(3) 診療所

(4) 保育所

(5) 次に掲げる建築物のうち，第１号ア若しくはオ，第２号又は第３号に掲げる建築物の利用者の利便性を増進するものであって当該建築物と運営上関わりがあることを示すことができるもの

ア　住宅，寄宿舎又は下宿

イ　住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第１３０条の３で定めるもの

ウ　店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が３，０００平方メートル以内のもの

エ　学校，図書館その他これらに類するもの

オ　老人ホーム，福祉ホームその他これらに類するもの

カ　老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの

(6) 次に掲げる建築物のうち，第１号ア若しくはオ，第２号又は第３号に掲げる建築物に附属するもの

ア　公衆浴場

イ　自家用倉庫

ウ　畜舎

エ　自動車修理工場で作業場の床面積の合計が５０平方メートル以内のもの

オ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの (7) 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物 (8) 自動車車庫のうち，前各号に掲げる建築物に附属するもの (9) 次に掲げる建築物のうち，前各号に掲げる建築物に附属するもの ア　駐輪場 イ　物置等 ウ　設備置場，機械室等 エ　前各号に掲げる建築物の保安及び管理上やむを得ないもの

別表第２備考を次のように改める。

備考　この表において「研究開発等に関わる建築物」とは，柏市都市計画マスタープラン（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２第１項の規定により本市が定めた同項に規定する基本方針をいう。以下同じ。）（同表柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域の項にあっては，マスタープラン及び柏の葉国際キャンパスタウン構想（柏の葉地区において先端的で自立した都市づくりを具体的に実践するため，本市，千葉県，国立大学法人東京大学及び国立大学法人千葉大学が平成２０年３月に策定した構想をいう。））において誘致し，及び立地を促すこととしているライフサイエンス分野，ＡＩ・ＩｏＴ・ビッグデータ分野，創薬分野，先端医療分野等に係る先端産業又は研究機関に関わる建築物をいう。

別表第３柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整	複合市街地地区Ａ	２，０００平方メートル	左記の敷地面積の最低限度は，一敷地内認定建築物（第１０条の規定が適用される建築物を除き，法第８６条

備計画区域			の２第９項の規定により一敷地内認定建築物とみなされる建築物を含む。）の敷地については，適用しない。
	複合市街地地区Ｂ	２００平方メートル	左記の敷地面積の最低限度は，柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例（平成３０年柏市条例第３８号）の施行の日以後，土地区画整理法に基づく仮換地の指定又は換地処分の際現に建築物の敷地として使用されている土地で左記の敷地面積の最低限度に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば左記の敷地面積の最低限度に適合しないこととなる土地について，その全部を一の敷地として使用する場合においては，適用しない。ただし，第６条第２項各号のいずれかに該当する土地については，この限りでない。
	沿道地区		
	公園地区	５００平方メートル	

別表第４柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整備

計画区域の項（イ）欄を次のように改める。

1　複合市街地地区Ａ及び公園地区における建築物の壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離は，次に掲げるとおりとする。 (1) １号壁面線にあっては，隣地境界線から１０メートル以上 (2) ２号壁面線にあっては，道路境界線（道路にすみ切りが設けられた場合にあっては，道路のうちすみ切りを除いた部分。次号において同じ。）から５メートル以上 (3) ３号壁面線にあっては，道路境界線から１５メートル（建築物の壁又はこれに代わる柱のうち高さが１０メートルを超える部分にあっては，２５メートル）以上 2　前項（第３号に係る部分に限る。）の規定は，次に掲げるものには適用しない。 (1) 歩行者の安全性又は快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの (2) 出窓，建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの (3) 車庫等で高さが３メートル以下かつ床面積の合計が３６平方メートル以内のもの (4) 物置等で軒の高さが２．３メートル以下かつ床面積の合計が５平方メートル以内のもの (5) 設備置場，機械室等 (6) 建築物の保安及び管理上やむを得ないもの 3　複合市街地地区Ｂ及び沿道地区における建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（道路にすみ切りが設けられた場合にあっては，道路のうちすみ切りを除いた部分）までの距離は，１メートル以上とする。 4　前項の規定は，次に掲げるものには適用しない。 (1) 出窓，建築物に附属する門又は塀その他これらに

類するもの (2) 車庫等で高さが３メートル以下かつ床面積の合計が３０平方メートル以内のもの (3) 物置等で軒の高さが２．３メートル以下かつ床面積の合計が５平方メートル以内のもの

別表第５柏都市計画大津ケ丘地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域	複合市街地地区Ａ	建築物の各部分の高さの最高限度は次に掲げるとおりとし，当該建築物の各部分の高さの最高限度の緩和に関する措置等は法第５６条に定めるところによる。 (1) 当該建築物の各部分から隣地境界線までの水平距離に１．２５を乗じて得たものに２０メートルを加えたもの (2) 当該建築物の各部分のうち前面道路の反対側の境界線からの水平距離が２０メートル以下の区域内にあるものにあっては，当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に１．２５を乗じて得たもの

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第９号資料

柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例について

柏市地区計画区域内建築物制限条例（平成１０年柏市条例第２０号）新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="3">改正前</th><th colspan="3">改正後</th></tr>
<tr><td colspan="3">別表第2(第5条)</td><td colspan="3">別表第2(第5条)</td></tr>
<tr><td>(ア)
区域</td><td>(イ)
地区</td><td>(ウ)
建築してはならない建築物</td><td>(ア)
区域</td><td>(イ)
地区</td><td>(ウ)
建築してはならない建築物</td></tr>
<tr><td colspan="3">柏都市計画柏駅東口E街区第一地区地区整備計画区域から柏都市計画柏北部東・柏たなか駅東地区地区整備計画区域まで　略</td><td colspan="3">柏都市計画柏駅東口E街区第一地区地区整備計画区域から柏都市計画柏北部東・柏たなか駅東地区地区整備計画区域まで　略</td></tr>
<tr><td rowspan="2">柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域</td><td>複合市街地地区A</td><td>1　住宅
2　住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
3　共同住宅，下宿又は老人ホーム
4　老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するもの
5　マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの
6　カラオケボックスその他これに類するもの
7　公衆浴場
8　ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設
9　神社，寺院，教会その他これらに類するもの
10　自動車教習所
11　次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの
(1)　店舗，飲食店，展示場又は遊技場
(2)　寄宿舎</td><td rowspan="2">柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域</td><td>複合市街地地区A</td><td>次に掲げる建築物以外のもの
(1)　研究開発等に関わる建築物のうち，事務所
(2)　次に掲げる建築物のうち，前号に掲げる建築物の利用者の利便性を増進するものであって当該建築物と運営上関わりがあることを示すことができるもの
ア　共同住宅，寄宿舎その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの
イ　店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの
ウ　ホテル又は旅館
エ　学校，図書館その他これらに類するもの
オ　病院
(3)　次に掲げる建築物のうち，前2号に掲げる建築物に附属するもの
ア　診療所
イ　保育所
ウ　自家用倉庫
エ　畜舎
オ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの(3号壁面線に面するものを除く。)
(4)　次に掲げる要件に該当する自動車車庫のうち，前3号に掲げる建築物に附属するもの
ア　2階以下の部分にあること。
イ　同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないこと。
(5)　巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物
(6)　次に掲げる建築物のうち，前各号に掲げる建築物に附属するもの
ア　駐輪場
イ　物置等
ウ　設備置場，機械室等
エ　前各号に掲げる建築物の保安及び管理上やむを得ないもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">複合市街地地区B及び沿道地区　略</td><td colspan="2">複合市街地地区B及び沿道地区　略</td></tr>
</table>

柏都市計画柏インター西地区地区整備計画区域から柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区整備計画区域まで　略		
柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域	A 地区	1　準工業地域内に建築してはならない建築物 2　危険物の貯蔵又は処理に供する建築物以外の建築物にあっては，次に掲げる建築物のいずれにも該当しないもの (1)　研究開発等施設に複合する用途のもの又は附属するもので次に掲げるもの ア　住宅，共同住宅，寄宿舎又は下宿 イ　住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3で定めるもの ウ　店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの エ　ホテル又は旅館 オ　学校，図書館その他これらに類するもの カ　大学，高等専門学校，専修学校その他これらに類するもの キ　病院 ク　公衆浴場 ケ　診療所 コ　保育所 サ　老人ホーム，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの シ　老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの

	公園地区	1　住宅 2　住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3　共同住宅，下宿又は老人ホーム 4　老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するもの 5　マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの 6　カラオケボックスその他これに類するもの 7　公衆浴場 8　ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する運動施設 9　神社，寺院，教会その他これらに類するもの 10　自動車教習所 11　次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (1)　店舗，飲食店，展示場又は遊技場 (2)　寄宿舎
柏都市計画柏インター西地区地区整備計画区域から柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区整備計画区域まで　略		
柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域	A 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1)　研究開発等に関わる建築物(次に掲げるものに限る。) ア　事務所 イ　工場(法別表第2(と)項第3号(1の2)，(2)，(2の2)，(3)，(4の2)，(4の3)，(4の5)，(4の6)，(5)，(6)，(9)，(13)，(14)及び(16)に掲げる事業を営むもの並びに同表(ぬ)項第3号に掲げるもの並びに法第51条に規定する用途に供するものを除く。) (2)　次に掲げる建築物のうち，前号に掲げる建築物の利用者の利便性を増進するものであって当該建築物と運営上関わりがあることを示すことができるもの ア　住宅，共同住宅，寄宿舎又は下宿 イ　住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3で定めるもの ウ　店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの エ　ホテル又は旅館 オ　学校，図書館その他これらに類するもの カ　病院 キ　老人ホーム，福祉ホームその他これらに類するもの

			ス　自動車教習所 セ　自家用倉庫 ソ　畜舎 タ　パン屋，米屋，豆腐屋，菓子屋，洋服店，畳屋，建具屋，自転車店等で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの チ　自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの (2)　研究開発等に関わるもので次に掲げるもの ア　事務所 イ　工場(法別表第2(と)項第3号(1の2)，(2)，(2の2)，(3)，(4の2)，(4の3)，(4の5)，(4の6)，(5)，(6)，(9)，(13)，(14)及び(16)に掲げる事業を営むもの並びに同表(ぬ)項第1号及び第3号に掲げるもの並びに法第51条に規定する用途に供するものを除く。) (3)　巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4)　前3号に掲げる建築物又はB地区の目第1号から第6号までに掲げる建築物に附属する自動車車庫			ク　老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの ケ　自動車教習所 (3)　次に掲げる建築物のうち，第1号に掲げる建築物に附属するもの ア　公衆浴場 イ　診療所 ウ　保育所 エ　自家用倉庫 オ　畜舎 カ　自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの キ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの (4)　巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (5)　自動車車庫のうち，前各号に掲げる建築物に附属するもの (6)　次に掲げる建築物のうち，前各号に掲げる建築物に附属するもの ア　駐輪場 イ　物置等 ウ　設備置場，機械室等 エ　前各号に掲げる建築物の保安及び管理上やむを得ないもの
		B 地区	1　準工業地域内に建築してはならない建築物 2　危険物の貯蔵又は処理に供する建築物以外の建築物にあっては，次に掲げる建築物のいずれにも該当しないもの (1)　研究開発等施設に複合する用途のもの又は附属するもので次に掲げるもの ア　住宅，寄宿舎又は下宿 イ　住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3で定めるもの ウ　店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの エ　学校，図書館その他これらに類するもの オ　大学，高等専門学校，専修学校その他これらに類するもの カ　公衆浴場 キ　老人ホーム，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ク　老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの ケ　自家用倉庫 コ　畜舎 サ　パン屋，米屋，豆腐屋，菓子屋，洋服店，畳屋，建具屋，自転車店等で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの シ　自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル		B 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1)　研究開発等に関わる建築物(次に掲げるものに限る。) ア　事務所 イ　ホテル又は旅館 ウ　共同住宅 エ　イ又はウに掲げる建築物に複合する店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの オ　工場(法別表第2(と)項第3号(1の2)，(2)，(2の2)，(3)，(4の2)，(4の3)，(4の5)，(4の6)，(5)，(6)，(9)，(13)，(14)及び(16)に掲げる事業を営むもの並びに同表(ぬ)項第3号に掲げるもの並びに法第51条に規定する用途に供するものを除く。) (2)　病院 (3)　診療所 (4)　保育所 (5)　次に掲げる建築物のうち，第1号ア若しくはオ，第2号又は第3号に掲げる建築物の利用者の利便性を増進するものであって当該建築物と運営上関わりがあることを示すことができるもの ア　住宅，寄宿舎又は下宿 イ　住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3で定めるもの ウ　店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メート

		以内のもの (2)　研究開発等に関わるもので次に掲げるもの ア　事務所 イ　ホテル又は旅館 ウ　共同住宅 エ　アからウまでに掲げる建築物に複合する店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの オ　工場(法別表第2(と)項第3号(1の2)，(2)，(2の2)，(3)，(4の2)，(4の3)，(4の5)，(4の6)，(5)，(6)，(9)，(13)，(14)及び(16)に掲げる事業を営むもの並びに同表(ぬ)項第1号及び第3号に掲げるもの並びに法第51条に規定する用途に供するものを除く。) (3)　病院 (4)　診療所 (5)　保育所 (6)　巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (7)　前各号に掲げる建築物又はA地区の目第1号から第3号までに掲げる建築物に附属する自動車車庫

備考

1　この表において「研究開発等施設」とは，柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域において建築することができる病院，診療所，研究所，試験所，医療・研究支援施設，工場その他これらに類する研究開発の用に供する建築物又は研究開発を推進し，その成果の普及等を図るための研修施設，交流施設その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

2　この表において「研究開発等に関わるもの」とは，研究開発等施設及び研究機関に関連する施設並びにライフサイエンス分野，AI・IoT・ビッグデータ分野，創薬分野，先端医療分野等の先端産業に関連する施設をいう。

別表第3(第6条第1項)

(ア)	(イ)	(ウ)	
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度	
柏都市計画逆井・藤心地区地区整備計画区域から柏都市計画柏北部東・柏たなか駅東地区地区整備計画区域まで　略			
柏都市計画柏北部中	複合市街地地	500平方メートル	左記の敷地面積の最低限度は，柏市地区計画区域内建築物制

		ル以内のもの エ　学校，図書館その他これらに類するもの オ　老人ホーム，福祉ホームその他これらに類するもの カ　老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの (6)　次に掲げる建築物のうち，第1号ア若しくはオ，第2号又は第3号に掲げる建築物に附属するもの ア　公衆浴場 イ　自家用倉庫 ウ　畜舎 エ　自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの オ　危険物の貯蔵又は処理に供するもの (7)　巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (8)　自動車車庫のうち，前各号に掲げる建築物に附属するもの (9)　次に掲げる建築物のうち，前各号に掲げる建築物に附属するもの ア　駐輪場 イ　物置等 ウ　設備置場，機械室等 エ　前各号に掲げる建築物の保安及び管理上やむを得ないもの

備考　この表において「研究開発等に関わる建築物」とは，柏市都市計画マスタープラン(都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定により本市が定めた同項に規定する基本方針をいう。以下同じ。)(同表柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域の項にあっては，マスタープラン及び柏の葉国際キャンパスタウン構想(柏の葉地区において先端的で自立した都市づくりを具体的に実践するため，本市，千葉県，国立大学法人東京大学及び国立大学法人千葉大学が平成20年3月に策定した構想をいう。))において誘致し，及び立地を促すこととしているライフサイエンス分野，AI・IoT・ビッグデータ分野，創薬分野，先端医療分野等に係る先端産業又は研究機関に関わる建築物をいう。

別表第3(第6条第1項)

(ア)	(イ)	(ウ)	
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度	
柏都市計画逆井・藤心地区地区整備計画区域から柏都市計画柏北部東・柏たなか駅東地区地区整備計画区域まで　略			
柏都市計画柏北部中	複合市街地地	2,000平方メートル	左記の敷地面積の最低限度は，一敷地内認定建築物(第10条の

央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域	区A		限条例の一部を改正する条例(平成30年柏市条例第38号)の施行の日以後，土地区画整理法に基づく仮換地の指定又は換地処分の際現に建築物の敷地として使用されている土地で左記の敷地面積の最低限度に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば左記の敷地面積の最低限度に適合しないこととなる土地について，その全部を一の敷地として使用する場合においては，適用しない。ただし，第6条第2項各号のいずれかに該当する土地については，この限りでない。
	複合市街地地区B	200平方メートル	
	沿道地区		
柏都市計画柏インター西地区地区整備計画区域から柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区整備計画区域まで　略			

別表第4(第7条)

(ア)	(イ)
区域	壁面の位置の制限
柏都市計画逆井・藤心地区地区整備計画区域から柏都市計画柏北部東・柏たなか駅東地区地区整備計画区域まで　略	
柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域	1　建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(道路にすみ切りが設けられた場合にあっては，道路のうちすみ切りを除いた部分)までの距離は，1メートル以上とする。 2　前項の規定は，次に掲げるものには適用しない。 (1)　出窓，建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの (2)　車庫等で高さが3メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以内のもの (3)　物置等で軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内のもの 3　前2項の規定にかかわらず，複合市街地地区Aで事務所の用に供する床面積が3,000平方メートルを超える建築物においては，建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(道路にすみ切りが設けられた

央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域	区A		規定が適用される建築物を除き，法第86条の2第9項の規定により一敷地内認定建築物とみなされる建築物を含む。)の敷地については，適用しない。
	複合市街地地区B	200平方メートル	左記の敷地面積の最低限度は，柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例(平成30年柏市条例第38号)の施行の日以後，土地区画整理法に基づく仮換地の指定又は換地処分の際現に建築物の敷地として使用されている土地で左記の敷地面積の最低限度に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば左記の敷地面積の最低限度に適合しないこととなる土地について，その全部を一の敷地として使用する場合においては，適用しない。ただし，第6条第2項各号のいずれかに該当する土地については，この限りでない。
	沿道地区		
	公園地区	500平方メートル	
柏都市計画柏インター西地区地区整備計画区域から柏都市計画柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区地区整備計画区域まで　略			

別表第4(第7条)

(ア)	(イ)
区域	壁面の位置の制限
柏都市計画逆井・藤心地区地区整備計画区域から柏都市計画柏北部東・柏たなか駅東地区地区整備計画区域まで　略	
柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域	1　複合市街地地区A及び公園地区における建築物の壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離は，次に掲げるとおりとする。 (1)　1号壁面線にあっては，隣地境界線から10メートル以上 (2)　2号壁面線にあっては，道路境界線(道路にすみ切りが設けられた場合にあっては，道路のうちすみ切りを除いた部分。次号において同じ。)から5メートル以上 (3)　3号壁面線にあっては，道路境界線から15メートル(建築物の壁又はこれに代わる柱のうち高さが10メートルを超える部分にあっては，25メートル)以上 2　前項(第3号に係る部分に限る。)の規定は，次に掲げるものには適用しない。 (1)　歩行者の安全性又は快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの

	場合にあっては，道路のうちすみ切りを除いた部分)までの距離は，3メートル以上とする。 4　1号壁面線にあっては，建築物の壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は，10メートル以上とする。
柏都市計画柏インター西地区地区整備計画区域から柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域まで　略	

別表第5(第8条)

(ア)	(イ)	(ウ)
区域	地区	建築物の高さの最高限度
柏都市計画松ケ崎第一地区地区整備計画区域から柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域まで　略		
柏都市計画布施南地区地区整備計画区域から柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域まで　略		

	(2)　出窓，建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの (3)　車庫等で高さが3メートル以下かつ床面積の合計が36平方メートル以内のもの (4)　物置等で軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内のもの (5)　設備置場，機械室等 (6)　建築物の保安及び管理上やむを得ないもの 3　複合市街地地区B及び沿道地区における建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(道路にすみ切りが設けられた場合にあっては，道路のうちすみ切りを除いた部分)までの距離は，1メートル以上とする。 4　前項の規定は，次に掲げるものには適用しない。 (1)　出窓，建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの (2)　車庫等で高さが3メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以内のもの (3)　物置等で軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内のもの
柏都市計画柏インター西地区地区整備計画区域から柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域まで　略	

別表第5(第8条)

(ア)	(イ)	(ウ)
区域	地区	建築物の高さの最高限度
柏都市計画松ケ崎第一地区地区整備計画区域から柏都市計画大津ケ丘地区地区整備計画区域まで　略		
柏都市計画柏北部中央・こんぶくろ池中央地区地区整備計画区域	複合市街地地区A	建築物の各部分の高さの最高限度は次に掲げるとおりとし，当該建築物の各部分の高さの最高限度の緩和に関する措置等は法第56条に定めるところによる。 (1)　当該建築物の各部分から隣地境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに20メートルを加えたもの (2)　当該建築物の各部分のうち前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以下の区域内にあるものにあっては，当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの
柏都市計画布施南地区地区整備計画区域から柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域まで　略		